

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領

平成 15 年 10 月 1 日
機構規程第120号

改正 平成 15 年 12 月 12 日
機構規程第197号

平成 16 年 8 月 12 日
機構規程第 32 号

平成 21 年 3 月 31 日
機構規程第 134 号

平成 22 年 11 月 18 日
機構規程第 48 号

平成 24 年 6 月 15 日
機構規程第 6 号

平成 26 年 11 月 19 日
機構規程第 21 号

平成 29 年 3 月 29 日
機構規程第 78 号

(通則)

第1条 幹線鉄道等活性化事業費補助(以下「補助金」という。)の取扱いについては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)及び同法施行令(平成15年政令第293号)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、地域の活性化、通勤・通学混雑の緩和、モーダルシフトの推進等を図ることを目的とした、別表1に掲げる幹線鉄道等活性化事業(以下「補助事業」という。)を適切に実施するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)から補助対象者(地方公共団体の出資に係る法人であらかじめ補助の対象として選定された鉄道施設の整備・保有を業務とするもの、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)第6条に規定する協議会(形成計画事業を行うものに限る。以下「法定協議会」という。)又は第三種鉄道事業者である地方公共団体であって、施設の整備を行うものをいう。以下同じ。)に対して交付する補助金について、補助の対象、補助金に係る申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 機構は、補助対象者が行う補助事業に要する経費のうち別表2に掲げるもの(まちづくり連携高速化工事にあつては当該額の80%の額、旅客線化工事に係るものにあつては当該額の90%に80%、90%を順次乗じて得た額。以下「補助対象経費」という。)について、予算

で定める国の補助金を受け、これを財源として補助対象者に対し補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の $2/10$ (まちづくり連携高速化工事及び形成計画事業にあつては $1/3$ 、貨物列車走行対応化工事にあつては $3/10$)以内、かつ、高速化工事、まちづくり連携高速化工事、旅客線化工事及び乗継円滑化工事にあつては、補助対象経費について関係地方公共団体から受ける出資金及び補助額（形成計画事業にあつては、出資金、補助、負担金）の合計額以内の額とする。

(申請手続)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による交付申請書に第2号様式による実施計画書を添付して機構に提出するものとする。

- 2 補助対象者は、前項に規定する補助金の交付の申請にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に事業ごとの補助率（前条第2項の規定に基づく補助金の額の、補助対象経費に対する比率をいう。）を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第5条 機構は、補助対象者から前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、これを審査し、所定の手続きのうえ、交付決定を行い、第3号様式による交付決定通知書(増(減)額の交付決定にあつては第3号の2様式)を補助対象者に送付するものとする。

- 2 機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、機構が指定する期日までにその旨を記載した書面を機構に提出しなければならない。

(計画変更)

第7条 補助対象者は、第2号様式による実施計画書を変更しようとするときは、第4号様式による変更承認申請書に第2号様式による実施計画書を添付して、機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、国土交通大臣(以下「大臣」という。)が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領第7条において別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

- 2 機構は、第2号様式による実施計画書の変更の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、所定の手続きのうえ承認し、第5号様式による承認書を補助対象者に通知するものとする。
- 3 補助対象者は、第1項ただし書による軽微な変更を行ったときは、第6号様式による変更届に、第2号様式による実施計画書を添付して機構に届け出なければならない。

(状況報告)

第8条 補助対象者は、補助事業の実施状況について毎会計年度第2四半期終了後1か月以内及び機構の要求があった場合に、第7—2号様式による実施状況報告書を機構に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、第7—3号様式による実施状況報告書を、補助事業の遂行が困難となったときは、第7—4号様式による実施状況報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、第8号様式による実績報告書を機構に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月20日までに第9号様式による実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項に規定する実績報告にあっては、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第10条 機構は、前条第1項本文に定める実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、所定の手続きのうえ、交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式による通知書を補助対象者に送付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条の2 補助対象者は、補助事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに第10号の2様式による報告書を機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の報告を受けた場合であって、所定の手続きのうえ、既に交付した補助金を返還させる必要があると認めるときは、補助対象者における消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(概算払の請求)

第11条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、第11号様式による請求書を機構に提出しなければならない。

(補助金の整理)

第12条 補助対象者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

(取得財産等の整理)

第13条 補助対象者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産

等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるように整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第14条 補助対象者は、次の各号に掲げる帳簿等を、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める期間保存しておかなければならない。

- (1) 第12条及び第13条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第15条 補助対象者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助対象者たる法定協議会は、事業の完了後、補助金の交付の目的に即して、事業の開始前にあらかじめ規約の定めるところにより、取得財産等をその構成員のうち当該財産の管理を行うこととされた者に移管するものとする。この場合において、取得財産等に係る一切の権利義務は、移管を受けた者が承継するものとする。

3 第2項において取得財産等を移管した場合は、補助対象者たる法定協議会及び移管を受けた者は、第12号様式によりその旨を速やかに機構に報告しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 補助対象者は、取得財産等（適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同令第13条第4号又は第5号の規定により理事長が定める財産に限る。）について、補助事業の完了後においても、理事長が別に定める期間は理事長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(監督)

第17条 機構は、必要と認めるときは、補助対象者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 旅客線化工事に係るものについては、関係地方公共団体がやむを得ない事由により補助金の交付に代えて無利子貸付けを行う場合にあつては、第3条第2項中「関係地方公共団体の補助額」とあるのは「関係地方公共団体の無利子貸付額及び償還条件等を基礎として大臣が認定する額」に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この取扱要領の一部改正は、平成15年12月12日から施行する。
- 2 改正前の取扱要領2に規定する会社が前項に規定する日以前に補助事業を完了した場合における第13条～第17条の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成16年8月12日機構規程第32号)

この取扱要領の一部改正は、平成16年8月12日から施行する。

附 則(平成21年3月31日機構規程第134号)

この取扱要領の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月18日機構規程第48号)

この取扱要領の一部改正は、平成22年11月18日から施行し、平成22年度以降の補助金に係る財産から適用する。

附 則(平成24年6月15日機構規程第6号)

この取扱要領の一部改正は、平成24年6月15日から施行する。

附 則(平成26年11月19日機構規程第21号)

- 1 この取扱要領の一部改正は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）の施行の日から施行する。
- 2 この要領の改正の際、現に改正前の要領に基づく法定協議会が補助対象となっている場合の改正前の交付要領別表1の連携計画事業に位置づけられた事業については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月29日機構規程第78号)

この取扱要領の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

幹線鉄道等活性化事業名	内容
高速化工事	在来の幹線鉄道の高速化のための鉄道施設の整備を行う事業
まちづくり連携高速化工事	まちづくりと連携した在来の幹線鉄道の高速化のための鉄道施設の整備を行う事業
旅客線化工事	大都市及びその周辺における貨物鉄道の旅客線化のための鉄道施設の整備を行う事業
貨物列車走行対応化工事	旅客専用線の貨物列車走行対応化及び貨物列車の輸送力増強のための鉄道施設の整備を行う事業
貨物拠点整備事業	貨物駅の拠点化のための鉄道施設の整備を行う事業
乗継円滑化工事	乗継円滑化のための鉄道施設の整備を行う事業
形成計画事業	活性化法第5条に基づき作成された又は作成されることが確実と見込まれる地域公共交通網形成計画に位置づけられた利用促進等の取組みを伴って実施される鉄軌道利用者の利便性の向上を図るための施設の整備を行う事業

別表2

補助対象経費は、当該年度の総工事費のうち、次に掲げる費目とする。

費 目				
土		木		費
線	路	設	備	費
開	業	設	備	費
用		地		費

(第1号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿

住所
名称 印

幹線鉄道等活性化事業費補助金交付申請書

年度における幹線鉄道等活性化事業に係る幹線鉄道等活性化事業費補助金
円を交付されるよう独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化
事業費補助取扱要領第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

年度の補助事業に関しては、第2号様式の 年度補助事業実施計画書
中の当該年度の欄に記載のとおり。

- 3 関係地方公共団体等からの補助金等受入予定額

補助金	円
負担金（形成計画事業に限る）	円
出資金	円
計	円

(第2号様式)

年度補助事業実施計画(変更)書

1 補助事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

(まちづくり連携高速化工事及び旅客線化工事に係るものにあつては補助対象事業費の内訳)

(単位：円)

費目	補助事業計画額			完了予定期日	備考
	計画額	年度まで(実績)	年度 年度 以降		
合計					

- (注) 1 補助事業の費目ごとに経費の積算をした書類(別添様式)を添付すること。
2 計画額の変更の場合は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。
3 その他必要な書類を添付すること。

(第2号様式—別添)

年度補助事業実施計画経費積算書

(単位：円)

費目	内容	積算内訳

(第3号様式)

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 印

年度幹線鉄道等活性化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度幹線鉄道等活性化事業費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領(平成15年10月1日機構規程第120号。以下「取扱要領」という。)第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 円

補助金の額 円

- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)、同法施行令(平成15年政令第293号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び取扱要領に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、国土交通大臣が別に定める軽微な変更を除き、遅滞なく補助事業実施計画変更承認申請書(第4号様式)を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を機構に返還すべき場合が生じたときは、機構が指定する期日までに返還しなければならない。
- (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同令第13条第4号又は第5号の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長(以下「理事長」という。)が定める財産に限る。)は、補助事業完了後においても、理事長が定める期間は、理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における取扱要領第6条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、年 月 日とする。

(第3号の2様式)

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 印

年度幹線鉄道等活性化事業費補助金増(減)額交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度幹線鉄道等活性化事業費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領(平成15年10月1日機構規程第120号。以下「取扱要領」という。)第5条の規定により、下記のとおり増(減)額を交付することに決定したので通知する。

記

1 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
既決定補助金の額	円
今回増(減)額する補助金の額	円
年間補助総額	円

2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)、同法施行令(平成15年政令第293号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び取扱要領に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、国土交通大臣が別に定める軽微な変更を除き、遅滞なく補助事業実施計画変更承認申請書(第4号様式)を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を機構に返還すべき場合が生じたときは、機構が指定する期日までに返還しなければならない。
- (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同令第13条第4号又は第5号の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長(以下「理事長」という。)が定める財産に限る。)は、補助事業完了後においても、理事長が定める期間は、理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における取扱要領第6条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、年 月 日とする。

(第4号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿

住所
名称 印

補助事業実施計画変更承認申請書

年度における幹線鉄道等活性化事業費補助金の補助事業について、別紙のとおり計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

(添付書類)

年度補助事業実施計画変更書

(第5号様式)

番 号

承 認 書

殿

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度の補助事業実施
計画の変更については、承認する。

年 月 日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 印

(第6号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿

名称 印

補助事業実施計画変更届

年度における幹線鉄道等活性化事業費補助金の補助事業について、別紙のとおり計画を変更したのでお届けします。

(添付書類)

年度補助事業実施計画変更書

(第7号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿

名称 印

補助事業実施状況報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領(平成15年10月1日機構規程第120号。以下「取扱要領」という。)第5条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった補助事業の実施状況について、取扱要領第8条第1項又は第8条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙)補助事業実施状況表(第7—2号様式)

又は

(別紙)補助事業実施状況表(第7—3号様式)

又は

(別紙)補助事業実施状況表(第7—4号様式)

(第7—4号様式)

年度補助事業実施状況表

(単位：円)

費目	計画額 A	年 月 日までの 実績見込額 B	計画額との差額 A-B	計画額との差額の内訳		備考
				遂行が困難となった分	その他	
合計						

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
3 その他必要な書類を添付すること。

(第8号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿

名称 印

補助事業完了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領(平成15年10月1日機構規程第120号。以下「取扱要領」という。)第5条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった補助事業の完了実績について、取扱要領第9条本文の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙1)補助事業完了実績表

(別紙2)幹線鉄道等活性化事業費補助金精算調書

(第8号様式 別紙1)

年度補助事業完了実績表

(単位：円)

費目	本年度計画額 A	本年度実績額 B	計画額との差額 A-B	本年度実績の概要	備考
合計					

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(第8号様式 別紙2)

年度幹線鉄道等活性化事業費補助金精算調書

(単位：円)

費目	交付決定額 A	計画額 B	実績額 C	計画額と の差額 D	精算補助 金額 E	概算払 受領済額 F	差引補助金 未受領額 (△返還) H=E-F	備考
合計								

- (注) 1 取扱要領第7条に基づき、当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。
- 2 精算補助金額は計画額と実績額のいずれか低い額の2/10(まちづくり連携高速化工事に係るものにあつては、0.8/3、大都市及びその周辺における貨物鉄道の旅客線化工事に係るものにあつては、12.96/100、貨物列車走行対応化工事に係るものにあつては3/10、形成計画事業に係るものにあつては1/3)で計算した額を記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(第9号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿

名称 印

補助事業年度終了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領(平成15年10月1日機構規程第120号。以下「取扱要領」という。)第5条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった補助事業の年度終了実績について、取扱要領第9条ただし書きの規定により別紙のとおり報告します。

(別紙)補助事業年度終了実績表

(第10号様式)

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 印

幹線鉄道等活性化事業費補助金の額の確定通知

年 月 日付け 第 号をもって完了実績報告のあった補助事業の実施については、これを認定し、幹線鉄道等活性化事業費補助金の額を下記のとおり確定したので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領(平成15年10月1日機構規程第120号)第10条の規定により通知する。

記

- (1)確定補助金額 円
(2)返還すべき補助金の返還期日は 年 月 日とする。)

(注) かつこ書きは、必要に応じ、記載すること。

(第10号の2様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿

名称 印

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知を受けた補助事業の実施について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領（平成15年10月1日機構規程第120号。以下「取扱要領」という。）第10条の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（取扱要領第10条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2 完了実績報告書提出時における取扱要領第4条第2項に規定する消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う取扱要領第4条第2項に規定する消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3 -2 ） | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(第11号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿

名称 印

幹線鉄道等活性化事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領第11条の規定により請求します。

記

- 1 幹線鉄道等活性化事業費補助金交付決定通知額 円
2 概算払請求額 円
3 概算払請求額算出基礎

費目	計画額	建設等に要する 資金の額	概算払可能額	前回までの概算 払累計額	今回概算払 予定額
土木費 線路設備費 開業設備費 用地費 合計	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

(第12号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿

名称（法定協議会） 印
名称（移管を受けた者） 印

幹線鉄道等活性化事業費補助（形成計画事業）取得財産等移管報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領(平成15年10月1日機構規程第120号。以下「取扱要領」という。)第15条第2項の規定に基づき取得財産等を移管しましたので、取扱要領第15条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙) 形成計画事業移管対象取得財産等内訳書

(第12号様式 別紙)

形成計画事業移管対象取得財産等内訳書

- 1 移管した者の名称（法定協議会）
- 2 移管を受けた者の名称
- 3 対象補助事業の内容・補助金総額
- 4 移管対象取得財産等内訳

施設の名称	財産内訳	補助金相当額
		(円)

- 5 移管年月日

(注)「鉄（軌）道利用者の利便性向上等に資する施設の整備にかかる覚書（別紙、別添図面含む）」の写し、その他必要な書類を添付すること。